

○議長（井上勝彦君）順番16、7番 松浦君。

〔7番（松浦健次君）登壇〕

○7番（松浦健次君）私は、慣れ合い政治と事なかれ主義、場当たり、先送り政治を打ち破ることなくして真に市民のための市政はあり得ないと、こういう信念で今回も質問させていただきます。

質問の第一は、選挙の際に公的性格の強い区や自治会が特定の候補者を推薦して住民の自由意思による投票や自由な選挙運動を事実上妨害していることをやめるよう指導することを求めます。

選挙は、市民が自分たちの代表者を選ぶという公務である。その際に最も大切なことは、市民一人ひとりが自由な意思でだれに投票するかを決めることである。ところが、公的性格の強い区や自治会が特定の候補者を推薦すれば次のような弊害が生じます。

1. 市民はほかに投票したい候補者がいても、日常生活が円満にいかなくなることを恐れて、心ならずも区や自治会が推薦する候補者に投票する可能性が少なくない。

2. また、区や自治会が推薦すれば、区の役員や住民が協力し合って、推薦した候補者のために選挙運動をするのが普通であります。この場合、住民は、ほかに自分が応援したい候補者がいても、ピラを配ったり、後援会入会をお願いなどを事実上遠慮して自粛する可能性が大きい。言い換えれば、区や自治会が特定の候補者を推薦しなければ住民は自分の支持する候補者を自由に応援することができたのに、区や自治会が推薦したためにこれらの自由が妨害されることになります。

さらに、住民の意思に反しても選挙に駆り

立てるときものもありますが、言語道断であります。

かように、憲法が保障する人権を当然のごとく踏みじめる風習は、この際きっぱりと断ち切るべきであります。

私は以上の点を6月議会で指摘して市長の善処を求めたが、極めて不誠実な答弁しか返ってこなかった。そこで、再度問う。私が以上に指摘した事実は、単なる言いがかりで事実無根と考えるのか。このような欠陥選挙が続くことが何の問題もないと考えるのか。市民の正当な利益を守るべき立場にある市長の誠実な答弁を求めます。

質問の第二は、市長は、市政に協力してくれている主な組織・団体の声を年に1回ぐらいは直接に聞くべきである。

その理由は、現場で行政を支える人々が職員と話し合いをしても、口ではもっともなことを言うが、なかなか改善されない、改善の意欲も感じられないと不満を訴えられることが少なくありません。当事者、例えばできるだけ相手の身になって考えようとする姿勢が希薄であることが問題であります。

一例を挙げると、民生委員が任期を満了してやめるときに、バッジを返してあいさつをしたとき、「はい」と言って受け取っただけだというようなことがありました。民生委員の任期は3年であるが、再任、再々任と長くやってくれる人が多い。長い間市民の福利向上に奉仕してくださった方に「はい」だけではないでしょう。少なくとも「ご苦労さまでした」の一言がなぜ言えないのか。市当局は職員にどういう指導をしているのか。

私は、市長に対していつでもパイプが通じ

るぞということを職員に知らしめて、もっと職責に応じた緊張感を持たせるべきであると考えます。

第三の質問は、紀伊見荘の売却行為の経過と見通しの説明を求めます。

紀伊見荘についてはいろいろな紆余曲折がありました。何とか橋本市の温泉あるいは宿泊施設を確保する意味から極めて重要な案件であると考えております。市当局のご苦労も並々なものではないと伺っており、また、そういうふう感じておりますが、今日における進捗状況を伺います。

第四の質問は、ごみ関連について。

1. ごみ減量の効果と問題点を問います。
2. ごみ袋を結びやすい形に変えることを求める。
3. 埋立ごみの回収はコンテナではできないか。現在の袋の大きさや強度について改善することはないか、説明を求めます。

質問の第五は、農地の貸借を促進するためにインターネットで広くかつ充実した情報を提供することを求める。

第六、こども課の前にベビーベッドを置くことを求める。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（森下勝司君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（森下勝司君）公的性格の強い区や自治会が特定の候補者を推薦して住民の自由意思による投票や自由な選挙運動を事実上妨害しているとおただしについてですが、区や自治会は地域住民の地縁による団体と認識しており、また選挙運動は市民一人ひとりが自由に行うものであり、投票においては個人の自由意思で投票されていると考えていますので、選挙管理委員会とし

ましては、市民の投票する権利や選挙運動の自由は十分に守られていると認識しています。

選挙管理委員会は、地方自治法に基づき設置されており、選挙に関する事務、投票に関する事務を行うとされています。また、一方、公職選挙法では「選挙が選挙人の自由な意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主主義の健全な発達を期することを目的とする」とうたわれており、選挙を適切に行われるよう啓発・周知することを図ることが同法の第1条に記されています。したがって、これらの法に基づき、選挙事務の執行に努めています。

選挙管理委員会としましては、有権者の投票総参加と1票の行使を積極的に呼びかけ、候補者、選挙関係者に対しては法令の遵守を呼びかけているところであります。

さきの6月議会でもご質問いただき、答弁させていただきましたところです。前回と同様の答弁になりますが、任意の団体の推薦を受けて立候補手続きを行う場合は、推薦の有無は公職選挙法上の届け出事項ではありません。しがたいまして、選挙管理委員会としましては、推薦をする推薦をしないは自治会等のそれぞれの中で議論されることであり、それぞれの意思によるかと考えているところです。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）理事。

〔理事（吉田長司君）登壇〕

○理事（吉田長司君）次に、市政に協力してくれる組織・団体の声を年に1度ぐらいは直接聞くべきということについてのおただしにお答えします。

本件は、市民への接客等、職員の接遇にかかわるご質問かと思えます。接遇につきましては、日常業務の中で、また、毎年開催する職員研修においても再三テーマに取り上げ、

その意識高揚に努めているところでございます。

公務員としてあってはならないことですが、ごく一部の職員において、日常の多忙な業務に追われ、時にして苦情の出る接客をする場合が時たまあったと聞いております。ただ、職員自身は決して意識的にそのような対応をしているとは聞いておりませんが、どのような場合であっても来庁者の方々に不快な思いを抱かせることはあってはならないこととございます。もしそのようなことがあれば、その場で担当課長にお申し出いただければ対処するよう指導してまいります。

年1回、直接団体のご意見をお聞きする件ですが、市長は市民の皆さまの声をお聞きし、市政に反映されることが政治信条でございます。したがって、団体等のご要望がございましたら、建設的なご意見も含めまして拝聴させていただきたく、市長と面談の機会をできる限りとってまいりたいと考えますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

〔経済部長（岡松克行君）登壇〕

○経済部長（岡松克行君）はじめに国民宿舎紀伊見荘の売却状況を説明いたします。

さきの選定委員会で売却先候補として選定されました株式会社日本ホテルソリューションズと不動産売買契約の締結協議を進めておりましたが、このたび契約内容等の調整が整い、今月5日に同社と売買契約を締結いたしました。売買契約金額は2,038万5,500円で、内金として200万円が契約日に契約保証金として入金されています。

契約相手によりますと、今後、国定公園内における宿舎事業継続のための行政手続き等を敏速に進め、遅くとも来春の平成24年4月までに紀伊見荘の営業を再開することを確認し、契約書の条文にも明記いたしました。本

市としても、紀伊見荘再開に向け、できる限りの協力をしてまいります。

次に、農地の貸借を促進するため、インターネットでの情報提供についてお答えいたします。

平成23年3月末現在の橋本市の農地面積は1,840ha、このうち遊休農地面積は33.5haに及び、率にして1.82%となっています。橋本市農業の特徴は、平野部が少ないため傾斜地の小規模経営農家が大半で、中山間地での柿を中心とした果樹栽培や平たん地での水稻、野菜栽培が行われています。

農地の有効活用を図るため、農地法とは別の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により、以前より手続きが簡素化され、農地の貸し借りができる制度があります。

この制度は、農地を耕作・所有していなくても新規に農地を借りることができるため、農地法の下限面積の定めがありません。また、農業委員会が仲介するため、期限が来れば自動的に貸し手農家に農地が戻るため、安心して貸し借りできる制度となっています。

平成22年度末での設定状況は、田で635筆、54.5ha、畑で222筆、19.1haとなっています。

現在は農業委員会事務局で貸し借りの申し出を受け付け、農地の借り手が紙台帳を閲覧し現場確認をします。借り手貸し手双方が諸条件で合意すれば、農用地利用集積計画を作成し、毎月の農業委員会に議案として諮り、貸借が決定されます。

議員おただしの農地の貸借を促進するため、インターネットでの情報提供につきましては、本市のホームページに掲載し、多くの市民に活用していただけるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

〔市民部長（井浦健之君）登壇〕

○市民部長（井浦健之君）ごみ減量の効果と問題点についてお答えします。

議員もご承知のとおり、平成18年度のごみ総排出量は2万5,023 tで、平成22年度のごみ総排出量が2万357 tとなっており、約4,700 tの減量となっています。平成18年度を100%とした場合の平成22年度のごみ総排出量の減量については81.4%であり、約20%のごみ減量が実現している状況と考えます。

また、各年度のごみ総排出量と人口から1日に1人がごみを排出する単位で比較しますと、平成18年度が約985 g、平成22年度が約823 gとなり、約162 gの減量となっています。

このことは、住民並びに事業者などのご理解並びにご協力におけるごみ排出抑制や分別徹底などの意識が醸成され、一般廃棄物処理事業におけるさまざまな施策が周知され始めている結果の一つであると考えます。

次に、ごみ減量における問題について、平成18年3月の市町合併や平成21年8月の広域ごみ処理場への移行等により、一般廃棄物の収集運搬体制や分別方法など環境・一般廃棄物処理行政が大きく変わっていると考えます。

このような中で、一般廃棄物処理事業のさまざまな施策を行うことにより、効率的な収集運搬体制の構築などもめざし経費削減を推進し続けている状況です。

具体的には、当時の生活環境課、環境事業室を統廃合することにより、環境並びに一般廃棄物処理行政の管理・啓発部門と環境美化センターの業務部分を合わせた体制で平成22年4月より環境衛生課でとり行い、また、一般廃棄物の収集運搬の委託を進めてまいりました。

しかしながら、平成20年6月19日付の国からの指針における市町村の処理責任等の重要事項では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、市町村は一般廃棄物の処理について総

括的な責任を有するものであり、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性に鑑み、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しており、市町村の処理責任が極めて重いものである旨記載されています。

このようなことから、現在、課題や問題点を分析しているところですが、具体例としては、環境・一般廃棄物処理行政における経費について分析などを行っている段階です。例えば、歳出決算額の環境保全やごみ収集、し尿収集、広域ごみ対策などの14の経費の総額は、平成18年度が約12億円であり、平成22年度が約13億2,000万円ですが、以前の橋本クリーンセンター並びに高野ロクリーンセンターの解体工事費約3億2,000万円を除きますと、平成18年度比較では2億円を削減しており、正規職員の人件費では、平成18年度比較で約6,500万円の削減を行っています。

したがって、管理・計画・啓発部門と委託部門の効率的な体制を進め、収集運搬委託業務の推進も必要であるとともに、ごみ減量が推進し、施策の醸成が進んでいる中での費用対効果の基準や指標が検討課題であると考えています。

次に、ごみ袋を結びやすい形に変更することについてお答えします。

橋本市指定のごみ袋の形状等については、広域ごみ処理場への移行から2年が経過した中で、現在、ごみの排出量に応じたごみ袋の規格や排出時の使いやすさなどについても検討を行っていますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

次に、埋立ごみの回収をコンテナによる回収に変更すること、現在の袋の大きさや強度の改善についてお答えします。

埋立ごみの回収方法をコンテナへ変更すること、現在の埋立ごみ袋の大きさや強度の改善について、本市の指定ごみ袋とともに検

討を行っています。コンテナ収集を検討するには収集運搬体制の再構築が必要となっております。

一つの事例として、コンテナ収集へ再構築を行った場合、他のコンテナ収集品目の整合性や効率的な収集運搬体制、収集日の変更などの課題が考えられることから、関連する課題等について検討しているところでありますが、埋立ごみのコンテナ収集は困難であると考えていますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）こども課前のベビーベッドの設置についてお答えします。

こども課では、数年前まで乳児を抱えて手続きをする母親等のため、窓口カウンターの一部にベビーベッドを備えておりました。しかし、年々こども課業務が拡大していくに伴い、窓口へ来られる市民の方も多くなり、次第に窓口カウンターは手狭となり、中央のロビーにまで受付機を用意するなど、対応に迫られることになりました。

このような中であって、利用頻度の少ないベビーベッドの窓口スペースは極めて貴重であり、多くの市民の窓口対応を可能なものにするため、ベビーベッドの移動を検討せざるを得なくなりました。移動にあたっては、安全対策上、保護者が手続きをしながらも常に目の届くところに置かなければならず、設置場所に大いに窮した結果、やむを得ず撤去するに至りました。

一般的に乳幼児をお持ちのお母さんは、ベビーカーやだっこバンドを利用し、常時お子さまから目を離さないようにしておられますが、たまにお子さまを両手に抱えて窓口に来られるお母さんもいらっしゃいます。そんなときは職員が子どもさんをお預かりし、だっ

こするなど気配りに努めているところです。

なお、今度新しく建設される健康福祉センターにはカウンター横にベビーベッドを備えつけるよう計画していますが、それまでの間、子どもを抱えたお母さん方が困らないよう、再度工夫検討してまいりたいと思います。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君、再質問ありますか。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）市長に質問したんですけども、答弁がなかった。まず、本件に関しては、私は6月議会で質問しましたが、10本近くの、松浦さん、よう言うてくれたと激励の電話をいただきました。何の関係もない人に何で応援に日をほうって行かんなんと、そんなあほらしいことがなくなるまで頑張ってやってよと、そういう趣旨の電話をいただきました。選管にはそういう電話はいつてませんか。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君の再質問に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（森下勝司君）おただしのことですけれども、議会だよりが出た後で市民の方から、私も同様の経験をしましたという電話をいただきました。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）恐らく何らかの形で不満を持っている人でもすべて電話するとは限ってないんです。何百人に1人、何十人に1人かもわからない。その電話1本の後ろには何十、何百人の声なき声があるということ認識せなあかんと思いますが、その点、選挙管理委員会、どうですか。

○議長（井上勝彦君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（森下勝司君）おただしのことでございますけれども、自治会

と区というのはあくまでも任意の団体でございますので、任意の団体にまで指導ということは相入れないかなというふうに考えております。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）事実として、今の答弁によりますと、自由に投票が行われていると、第1回目の答弁してくれましたね。そういう中で選管が後ろに声なき声がある電話を受けられても、自由投票が行われているという認識でよろしいんですか。

○議長（井上勝彦君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（森下勝司君）今ご指摘いただきました事例についてでございますけれども、法的に問題はないというふうに考えております。議員ご指摘いただきました事例が妥当であるかどうか、個人的な見解につきましても述べることは適切ではないかというふうに考えております。法的には問題ないことです。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）事実としてですよ、自由意思で投票していると断言できますかという話です。法的どうのこうのという話を私は今してないんですよ。

○議長（井上勝彦君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（森下勝司君）それぞれの個人意思で投票いただいているというふうに解釈しております。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）市長、選挙で一番大事なものは何ですか。

○議長（井上勝彦君）市長。

○市長（木下善之君）自由ですよ。公正、公平、自由ですね。そこらあたりです。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）今、自由な選挙が大事やというお話ですので、そしたら、自由に行われているというお考えですか。

○議長（井上勝彦君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）ただ今の松浦議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

さきの議会でも私から申し上げておるわけでありまして、区や自治会が特定の候補者を推薦して自由な投票や選挙運動を事実上妨害していることをとめるよう指導するよというように解釈を私は受けておるわけでございますが、区や自治会は地域の住民が自ら組織するものであり、その中で議論されることですから、市といたしましては論評する立場ではございません。その意思決定等はその中で行われるものですから、指導する立場でもございません。

なお、行政機関における一般的な行政指導について述べさせていただきますと、行政機関がその所掌事務の範囲において一定の行政目的を実現するために特定の者に一定の作為または不作為を求める指導・勧告・助言その他の行為であって、処分に該当しないものでございます。したがって、行政指導の相手方は、これに従う法律上の義務を負うわけでもありませんので、念のため申し添えさせていただきます。ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）それでは、市長にお伺いします。私は、行政指導は別として、今申し上げたように三つぐらいの選挙運動に駆り出される、自分の支持する人を自由に選挙できないと。それから、日常生活がうまいこといくためにその人に入れようかと、そういう事実というのはあると私は思うんですけども、全くないとお考えですか。僕はあると思うん

ですよ。そういうことがあるから推薦を受けたり、推薦してくれというので、そういう事実というのは、市長はないとお考えですか。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君、何項目でございますか。項目ごとに質問をお願いしたいと思います。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）1項目、1番ですよ。1番全体について、私、いろんな角度から聞いてるんです。事実と反するようなことを平然と言われるのでね、この事実はあるんじゃないですかと聞いてるんですよ。一々項目を言う必要、何もないでしょう。流れから見たら、私が何を聞いてるかわかるじゃないですか。

○議長（井上勝彦君）一応、項目ごとに上げていただいておりますので、何項目目を指して質問しているか、項目ごとに質問をしていただきたいと思います。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）1、2、3、共通する問題について伺っております。

○議長（井上勝彦君）1、2、3についてご答弁願います。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（森下勝司君）先ほども申しましたように、法的には住民の選挙運動の自由は全く保障されています。区や自治会が意向に沿わない住民に対する自治会からの除名とか、そういう行為に及べばともかく、単なる特定の候補者を推薦するという行為に関しましては、違反するとか反するとかいうことは言えないかと思えます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）選管の局長、もういいです。あんた、大変しんどい立場やから、私にそうですねと言いくいはようわかるんです。もう結構です。市長と話ししますので。

市長、今お伺いしたように、そういう不自由で縛るために推薦を喜んでいただくでしょう。推薦を追っかけ回すとか、頼まなくても来てもらったら喜んで受けるというのは、そういう効果があるからということで推薦をいただくですわな。何の効果もなかったら、推薦みたいな、へみみたいなものやったら要りませんわな。やっぱりそういう効果があるということは、自由に投票させない、そういうことでしょう。

だから、市長が先ほどおっしゃったように、選挙では自由が大事だと。この自由が抑え込まれてる。法的云々の話。そういう事実はやっぱあるんだということはお認めになりますか。

○議長（井上勝彦君）市長。

○市長（木下善之君）私ももう相当の数の選挙をやっております。松浦議員にお尋ねしたいんですね、逆にね。あなたが推薦を受けた場合にどう判ずる、ありがとうございますとやるんですか、そんなん要りませんよと言うのかということも含めてや。しかし、圧力をかけておるといとか、縛っておるとい解釈やないと私は判断する。あくまでも自由意思で自分の判断で決定したらいいんじゃないですかと、有権者はね。そう思っております。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）私は、そういう推薦をもしあげようと言うたら断ります。正々堂々と皆さん、自由に選挙運動をしてもろうて、松浦を落とせという人とやってもらったらいいですよ。同じ原田でおっても。僕はそない思いますよ。

正々堂々と選挙して、自由に意思表示してもらって初めて選挙民が正確な。そういう自由な意思によって選挙されて初めて市民の意思、正確に出てくると違えますか。私は辞

退しますよ、そういうことは。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君に申し上げます。同じ原田においてということは、一応、議員が地元におりますので、その部分だけを。どういう意味でございますか。

○7番（松浦健次君）私が原田にいます。原田の住民が、私が同じ原田ですけども、その人が松浦を落とせと言うてほかの人を応援すると。大いに結構やと、そういう話ですよ。辻本さんは何も関係もない話ですよ。

（「それをちゃんと言うてくれな勘違いする」と呼ぶ者あり）

○議長（井上勝彦君）それでは、何項目でございますか。質問項目をおっしゃってください。松浦君。

7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）大きな1番の1、2、3です。議長、これはちょっとひどい議場整理で、僕は区の推薦がおかしいんじゃないですかということから聞いて、事実をいろいろ言ってるので、これはどれ、これはどれと言う必要は何もないと僕は思うんですよ。これから言わないでください、それは。

市長、やっぱり僕は市長を尊敬してるし、立派なお方で頑張っておられると思います。その点についてはだれにも負けません。しかし、今のこの話で、これは自由が大事だとおっしゃるのであれば、その自由がこういう点、こういう点で抑え込まれてるんだという話で、素直にと言ったら失礼ですけども、そういうことがあるなぐらいは、市長、認めてもらわんと。あるけどしようがないというか、それとも、ここに書いたように、言いがかりで事実無根だと、そういう判断ですか。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）投票所の中においてもそれを監視されてたりとか、あるいは、個人が投票した結果を公表されて、だれに入れ

たかというのがわかるような、そういう仕組みになっておれば、確かに問題あるかもわかりませんが、私が松浦さんに入れますよと言って、中西さんに入れても別に自由なわけですよ。投票所ではね。そういったことから言えば、何も拘束されているというふうには受け取れないのではないかとこのように思います。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）とんでもない誤解でね。ここで推薦を受ければ、そしたら、その同じ土地の人がほかの土地の人を応援したくても、ビラをまいたり、それから、後援会入会をお願いと、そういうことができないでしょう。僕はそういう事実上の。法的な話をしてないんだ。事実上の効果としてね。それを目的に推薦もらうんでしょ。そんな、何も無いと言うたらうそつきになりますよ。

わかりました。この辺についてはあれです。また、私、条例を提案してまして、たとえ否決されると思うんですけども、まあ精いっぱいやりますよ。

それで、次。2番目の、市長に話を聞いてもらえると、そういう機会というのを設けていただけるということで結構でございます。よろしくお願いします。

やっぱり市長に直接パイプが通じてると思ったら、職員も性根を入れてやるんですわ。ところが、適当にほうっておいても何ともないと思ったら、その場はうまいこと言い繕って逃げる人もいっぱいおる。これ、ほんまの話ですよ。当人の相手の身になって考えるということは、接遇の話、そんな皮相、皮の問題と違うんですよ。表面的な問題と違うの。基本的に市民のために奉仕する気持ちがあるかどうか、そのところが欠けてる職員がいっぱいおる。

現に、僕、これを出したときに職員が電話



くれたんですよ。松浦さん、ほんまにそうやと。しかし、立派な、ほんまに頑張ってる人は10人に1人はおると。こういう話でしたわ。その人の話が正確かどうかは別として、やっぱりまだまだしっかり頑張ってもらわな困るところがいっぱいあるんです。

紀伊見荘、頑張ってください。今までのご苦労、本当に感謝します。契約できれば、それで市の荷物はおりたというんじゃなくて、ここを拠点として橋本市の一つの名所としてみんなで協力して盛り立てていくという基本的な考えに立って、市民全部、職員全部が協力して、今の会社に成功してもらえるように頑張っていたきたいと思います。経済部長、どうですか。決意のほどを。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本市といたしましても、この新しく買っていただきました会社、側面から応援した中で橋本市の観光、宿泊施設の確保という面でご協力を側面からしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）ありがとうございます。

それと、ごみ問題についてちょっとお伺いします。一人当たりだいたいいくらぐらいのコストがかかっているんですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）済みません。ちょっと資料を持ち合わせてございませんので、後で答弁させていただきます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）一人当たり直してどれだけ効率を上げているか、安く上がっているか。それについて相当安くなっているはずだ

と思うんですけども、それを聞いた上で質問したいと思ってたんですけども、また、じゃ、後で教えてくださいか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）済みません。ごみ処理計画につきまして、収集運搬の費用につきましては市のほうで掌握しておるわけでございますけども、いわゆる広域ごみ処理施設で処理している費用につきまして、広域のほうでいくらといった数字が今現在出ておらないといった状況でございます。したがって、処理経費について一人いくらかかっているのかということについては、今の時点でご答弁できる状況にないということでございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）それはおかしいです。橋本市は広域にいくらいくらと払ってますよね。それ、払った分で頭数で割ったらすぐ出る話ではないんですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）私もそういうふうには思います。ごみ総量で要った費用で割れば、トン何ぼ、キロ何ぼという数字が出ると思うんですけども、広域のほうに確認しますと、いくらといった費用が今のところ出せないといった返事をいただいておりますので、こういった答弁になります。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）そんなはずないと思うんですけどね。いや、広域はそう答えてるけれども、それはおかしいと橋本市は言わないんですか。おまえ、いくら持ってこいよ、適当に言われててもわからんじゃないですか。やっぱり分担金というのは、基本的にはこうしようということで決まった上で請求に応じて渡してるんでしょう。そうだとすれば、橋本市としてごみ処理費としていくらお渡しし

てるんだと、そんなんわからへんって、考えられない話ですけどね。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）おっしゃられるとおりに思うんです。広域というのは、橋本市、かつらぎ町、高野町、九度山町という4市町が管理しとるわけですけども、いわゆる市の収集運搬の方法なりが違ふといった中で、広域としてごみ処理経費についていくらといった数字が出せないといったことを広域のほうから聞かせていただいております。

だから、単純に議員がおっしゃられるように、分担金として払った額をごみ量で割っていくら、そして、橋本市が収集、現在、運搬をしておる、その処理に要する経費いくらと出せば、推計値としてはいくらといった数字は出せますけども、それが必ずしも正しいかといえば正しくない数字になる可能性もあるということでございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）僕、区長さんから教えてもらったんですけども、区長会に行った人の。一人当たり1万3,000円。出てますよ。区長会で言うという、何でここで言えないんですか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）ちょっと私、その金額については承知をしておりますので。申しわけございません。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）区長会でこういう数字で出て、部長が承知してないと。どないになつとるんですか。そういう連絡の悪いというか、わけのわからんことで適当に転がしといたら具合が悪いんじゃないですか。

○議長（井上勝彦君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）ごみ焼却費を決算ベースでお話しさせていただきたいと思いま

す。

平成17年度の決算ベースの中で、補助金等を若干除かせていただいて、ごみ焼却費用といたしましては、広域ごみの負担金を含めてでございますけども、10億1,600万円程度かかっております。人口7万人で割りますと、合併当時ですので、7万人あったといたしまして、7万人で割りますと、一人当たり約1万4,500円になろうかと思えます。

平成22年度、同様に決算ベースで計算いたしますと、負担金も入れて計算しますと12億5,324万6,000円となるんですけども、その中には旧施設の解体工事費が含まれてますので、その分が3億2,450万円ありますので、その分だけを除外いたしまして計算しますと、一人当たり約1万3,500円になろうかと思えます。ただし、人口は6万8,500人としての計算でございます。

したがいまして、人口一人当たりにはいたしますと1,000円減っているということになろうかと思えます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）わかりました。これからの見通しとしては、どれぐらい減っていくか、それとも増えていくのか、いろんな見通しがあると思うんですけども、当局の見通しとしては、ごみ分別の強化、収集の改善等を含めまして、ごみの負担というのはどういう見通しでおられますか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）まず、ごみ量自体ですけど、年々減少してきております。したがいまして、今後の推計としましても、金額も減っていくであろうというふうに見通しを立てております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）そしたら、ごみ問題、

次、2番のほうでゴミ袋を結びやすい形に変更することをお願いしましたが、だいたいいつごろをめどに考えておられますか。

○議長（井上勝彦君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）可燃袋だけと違いまして、その他の袋も今現在検討をしておるわけでございます。特に後のご質問にもあります埋立ゴミにつきましても検討しようということで、市民の皆さんのご要望の中にごみ袋が大き過ぎると、それを小さくしてほしいといった声がたくさん我々の耳に入ってきております。

したがいまして、そういった方向で検討を進めておるわけですが、そうなれば、当然、料金のほうも、1枚いくらかという形で条例で決めております。したがいまして、条例改正が伴いますので、我々としては、できれば3月議会に提案をしたいなというふうに考えておるわけですが、ちょっとずれて6月議会というふうになるかもわかりません。気持ちとしては3月議会に提案をさせていただいて、4月から実施をしていきたいなというふうに考えておるということでございます。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）わかりました。よろしくお願いします。

次、5番に移ります。農地の貸借を促進するために、インターネットで情報を流していただけるということで、また需要と供給をつなぐということ、回数も増えて充実すると思うんですけども、内容についてどういうことを紹介される予定ですかね。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

○経済部長（岡松克行君）ただ今のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

ただ今農地銀行を利用させていただき貸し手、借り手、先ほどご答弁でも申し上げましたが、登録をさせていただいた中で、その情動的に場

所的なものも含めて登録をさせていただいて、インターネットを活用した中で、この場所やったら借りてもええなという形の情報提供をさせてもらう中で農業委員会に来ていただいた中で、その農地等を確認していただいで、相手方との貸借の交渉になろうかと思っております。そういう場所的な情報を提供させていただきたいと考えております。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）よろしく申し上げます。

次、6番、ベビーベッドを工夫したいと。こんなん、すぐやるべき話でね、もしやるのであれば。やっぱりあそこ困ってる。それから、場所、ここに置いたらどうですかと課長と話ししたんですけども、「これ、あきませんわ、狭いわ」と言われたので、いっぺん一緒に現場を見て考えてみましょうかといったら、「ここはいけるじゃないですか」「あ、そうやな、こないしていただけますな」というようなことで、スペース的にも工夫すればいけるので、できるだけ早く実現してほしいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（井上勝彦君）副市長。

○副市長（清原雅代君）今回のご質問をいただいた中で、松浦議員と会話されているという話は今初めて聞かせていただいたんですけども、担当課のほうでは、確かにもともとあったようなベビーベッドを場所を変えて工夫してということをおっしゃるんですが、私がちょっと指示を出してますのは、ベビーベッドであれば、必ずしもお母さんの真端で子どもさんを置くことになるかどうかというのが、ちょっと離れるかもわかりませんし、小さいお子さんだったら離れることですごく不安な状態になります。できればベビーカーを二つか三つかわかりませんが、それを置けば、お母さんが真端で子どもをあやしなから対応もできますし、何もこども課だけじゃ

なくて、健康課とかいろんな市の中の部署へそれで移動することもできますので、そういった方法も含めてどうするのかということをもう一回、再度検討するよにということ言っております。

やっていくという方向は考えていきたいと思えますけれども、方法については少し時間がかかるかもわかりませんので、ご了解をお願いします。

○議長（井上勝彦君）7番 松浦君。

○7番（松浦健次君）決断と実行が遅い。そんなもん、すぐできる話でね。何を言ってるんですかという感じです。よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます

いました。

○議長（井上勝彦君）これをもって、7番 松浦君の一般質問は終わりました。

---

○議長（井上勝彦君）お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会し、明12月7日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

お疲れさんでございました。

（午後4時56分 延会）